

弁護士が解説！ 税理士が陥りがちな トラブル事例

WEBセミナー



- 前提事実の確認義務を怠った裁判事例
- 事実関係の調査義務、資料収集義務を怠ったために発生した裁判事例
- 責任制限条項、賠償額制限条項の有効性に関する裁判
- 弁護士会照会の対象となった場合、税理士はどのように対応すべきか

税務業務において、ちょっとした不注意から大きなトラブルや裁判に発展する事案が数多く発生しています。エビデンス等の確認をせず依頼者からのヒアリングのみ行い安易に申告したために、税理士の債務不履行責任や不法行為責任が問われるケースも散見されます。委任契約において責任制限条項、賠償額制限条項を定めても、常に責任、賠償額が限定されるというわけではありません。本セミナーでは、税理士が日常の業務で気をつけるべきポイントを、弁護士で元国税不服審判官の高橋康夫が、具体的な裁判事例を交えながら解説します。

視聴可能期間

2024年 6月20日(木) 11:30 ▶ 6月26日(水) 17:00
※講演時間は約60分を予定しております。

参加費

5,000円(税込)

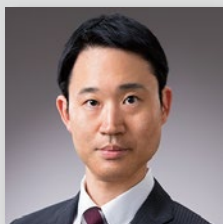
申込期限

6月18日(火) 17:00

お申込URL

https://form.k3r.jp/ht_tax/240620

お申込みは
こちら



講師

TH総合法律事務所
弁護士

高橋 康夫 (たかはし やすお)

2012年から2014年まで、東京法務局訟務部において税務訴訟を含む行政訴訟の国側の代理人を務め、2014年から2017年までは、国税不服審判所において審判官を務める。2017年より弁護士業務に復帰してからは、相続関係の案件を数多く担当している。

